

婦人相談員（非常勤職員）に支給する手当額の国庫補助基準額に対する割合（令和2年度の状況）

- 令和2年4月1日時点で委嘱されている婦人相談員（1,533名）のうち、非常勤職員であり、かつ、手当の支給に国庫補助事業（児童虐待・DV対策等総合支援事業（婦人相談員活動強化事業））が活用されている者（1,163名）の手当額（実際に支給されている額）について、令和2年度国庫補助基準額（研修修了者：194,900円、研修未修了者：151,900円）との比較を調査・集計。
- この結果、**研修修了者の約半数、研修未修了者の約3割の者について、支給されている手当額が国庫補助基準額の水準に達していない状況にあり、特に、研修を修了している婦人相談員について、適切な処遇の確保が必要。**

	75%未満 (146,174円未満)	75%以上 85%未満 146,175円～ 165,664円	85%以上 95%未満 165,665円～ 185,154円	95%以上 100%以下 185,155円～ 194,900円	国庫補助基準額 より高水準 (194,901円～)	計
研修修了者	63人(6.6%)	132人(13.7%)	183人(19.0%)	93人(9.7%)	490人(51.0%)	961人(100.0%)
	49.0%					
研修未修了者	6人(5.0%)	1人(0.8%)	16人(13.2%)	12人(9.9%)	86人(71.1%)	121人(100.0%)
	28.9%					
年度途中研修受講者	7人(8.6%)	4人(4.9%)	9人(11.1%)	8人(9.9%)	53人(65.4%)	81人(100.0%)
計	76人(6.5%)	137人(11.8%)	208人(17.9%)	113人(9.7%)	629人(54.1%)	1,163人 (100.0%)
	45.9%					